

回 答 書

件 名	令和 8 年高知県庁北庁舎で使用する電気	
【データの提供について】		
1	質問	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近 1 年分の 30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。
		30 分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30 分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。
	回答	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設 30 分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。
	回答	データの提供はいたしかねますが、同意書への押印・提出は対応いたします。
2	質問	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書 1 ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。
	回答	対応いたします。
【庁舎の改築工事等について】		
3	質問	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。
		供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。
	回答	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。
	回答	北庁舎において改築や移転等の予定はありません。
【自家発補給電力の契約について】		
4	質問	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。
		自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用している CIS には自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。
	回答	自家発補給電力の契約は行っておりません。

【自動検針装置の設置について】		
5	質問	案件仕様書2 高知県庁北庁舎の受電設備等(2)電力量等の検針に、「自動検針装置 無」と記載がございますが、お間違いないでしょうか。また、未設置の場合は、自動検針装置を設置していただく必要がありますが、ご了承いただけますでしょうか。
		各施設について、自動検針装置はついていますか。
		自動検針装置の設置がない施設につきまして設置予定はございますでしょうか。
		設置予定がある場合、事前協議等はすでに完了しておりますでしょうか。
	回答	仕様書に記載のとおり北庁舎には自動検針装置は設置されておられません。設置の必要性については、落札後、一般送配電事業者と協議してください。
【計量日について】		
6	質問	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。
		計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。
		現在の計量日をご教示ください。
		各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。
	【電力供給会社について】現在の電力供給会社をご教示ください。	
回答	送電開始日は契約書(案)(供給期間)第3条に記載のとおりです。 計量日については、契約書(案)(計量)第11条に記載のとおりです。 北庁舎の現在の電力供給会社は中部電力ミライズ株式会社です。	
【燃料費調整額について】		
7	質問	燃料費調整額について ・請求金額算定に伴う、燃料調整費については、全45施設、2025年度 四国電力高圧用に適用される値を採用との認識でお間違いないでしょうか。(参照:2025年6月分 -6.34円、同7月分 -6.75円) ご参照 四国電力 燃料費調整制度・単価表について： https://www.yonden.co.jp/customer/price/fuel_adjustments.html
		【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者(四国電力株式会社様)の供給開始時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。
	回答	差し支えありません。

8	質問	<p>一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。</p>
		<p>弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。</p>
		<p>弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>
		<p>燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。</p>
		<p>燃料調整費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域を所轄するみなし小売り電気事業者が、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。その場合、契約単価（基本料金・従量料金単価）と燃料調整費について、協議に応じて頂きますでしょうか。
		<p>【政府の電気料金支援について】</p> <p>電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	<p>燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	
回答	<p>燃料費調整の取扱いについては、契約書（案）（料金の算定）第12条第2項に記載のとおりとします。</p>	
<p>【年間総額内訳書について】</p>		
9	質問	<p>内訳書の（1）（2）については端数処理を行わず小数点第2位まで表示する対応でよろしいでしょうか。</p>
		<p>【入札内訳書について】</p> <p>注意事項3 について、割引等が無い場合はc欄、h欄は「0」表記または罫線等として問題ございませんでしょうか。</p>
		<p>入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。</p>

		<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか</p> <p>A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下切捨て）</p> <p>※C・Dについては入札時に含む場合のみ</p> <p>E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）</p>
		<p>税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。</p>
	回答	<p>年間総額内訳書は注意事項に記載のとおり、端数処理の指定があるのは(3)、(4)及び(5)のみです。他の欄の端数処理の指定はありません。</p> <p>割引等がない場合はc欄、f欄は0の表記でかまいません。</p> <p>基本料金及び電力量料金の単価は税込、税抜どちらでもかまいませんが、注意事項は記載のとおりです。</p> <p>税込総額から税抜総額にする場合も、注意事項4のとおり1円未満を切り捨ててください。</p>
【提出書類、入札書について】		
10	質問	<p>提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。</p>
	回答	<p>入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。</p>
11	質問	<p>提出する書類の日付は提出日にかまいません。</p> <p>入札書の日付は入札書作成日にかまいません。</p>
	回答	<p>入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）</p>
	回答	<p>年間総額内訳書様式の注意事項1に記載のとおりです。</p>
【契約電力について】		
12	質問	<p>【契約電力について】</p> <p>現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。</p> <p>また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。</p> <p>（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>

	回答	契約電力は仕様書のとおりです。
【契約単価について】		
13	質問	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。
	回答	差し支えありません。
14	質問	一般送配電事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。
		一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。
		契約料金について 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。
		当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。
	回答	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただきますことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。
回答	契約締結後の単価等の変更は、必要性等を考慮して、甲乙で協議を行ったうえで判断します。	
15	質問	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
16	質問	電気不使用時 ・電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。 半額算定の計算式は、以下のとおりです。 〈計算式〉基本料金（未使用月）＝契約電力（kw）×基本料金単価（円）×0.5
	回答	差し支えありません。

17	質問	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。
	回答	料金の算定については、契約書（案）（料金の算定）第 12 条のとおりとさせていただきます。
【入札保証金、契約保証金の免除について】		
18	質問	案件公示書 7 入札保証金及び、入札説明書（3）入札保証金について、「高知県契約規則第 9 条及び第 10 条の規定によると、「落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき」入札保証金が免除されると記載がございますが、上記の旨証明する書類等の提出を以て認められますでしょうか。また免除としていただくために、どのような書類が必要かご教示いただけますでしょうか。
		契約書案（契約の目的）第 2 条および、入札説明書 12 契約保証金について「高知県契約規則第 40 条の規定」によると、「国又は地方公共団体との間において過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結」し、「当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に免除と記載がございますが、上記の旨証明する書類等の提出は必要でしょうか。また、免除としていただくために、どのような書類が必要かご教示いただけますでしょうか。
		入札保証金免除にかかわる契約を履行したことを証明する書類にて、契約保証金も同様に免除頂けるという認識でお間違いないでしょうか。
	回答	入札説明書 6（3）及び 1 2（1）に入札保証金及び契約保証金の免除について記載されておりますが【契約履行証明書】の提出はそれぞれ 2 回以上の件数分が必要でしょうか。（合計 4 件以上）
	入札保証金の免除については、入札説明書 6 の（3）に記載するとおりで、アの要件を満たす提出された契約書の写し（仕様書がある場合はその写しも添付してください。）により判断します。 契約書がない場合の実績については、契約履行証明書の提出でかまいません。 契約保証金の免除については、入札保証金の免除に対して提出された書類をもって判断いたします。	
【遅延利息について】		
19	質問	電力需給契約書（案）第 13 条 3 項につきまして、遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。
	回答	遅延利息については、契約書（案）（料金の支払等）第 13 条第 3 項のとおりです。

【契約違約金について】		
20	質問	<p>【契約違約金について】</p> <p>発注者側による諸事情により契約途中での解約等が発生した際に、事前に仕様書、契約書等に記載のない場合、違約金の発生が生じる可能性がございますが、ご了承くださいませでしょうか。</p>
	回答	契約書（案）第 21 条（疑義の決定等）により協議します。
【契約書の変更について】		
21	質問	<p>仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。</p>
	回答	契約書（案）第 21 条（疑義の決定等）により協議します。
22	質問	<p>仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p> <p>仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。</p>
	回答	<p>契約書の文言の追加・変更や要綱等の添付について、落札後（又は契約後）協議していただくことは可能ですが、原則として契約書（案）のとおりとします。</p> <p>契約書（案）についてはホームページの入札公告と同じ記事内に掲載しています。</p>
【開札時の立会、開札結果の公開について】		
23	質問	開札時の立会は必要でしょうか。
		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。
		<p>開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませでしょうか。</p> <p>あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。</p>

	回答	<p>開札時の立会は必要ありません。</p> <p>開札結果については入札日の翌日を目処にホームページにて掲載します。</p> <p>電話又はメールでの連絡はいたしません。</p>
【請求書について】		
24	質問	<p>1 施設(1 つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。</p> <p>また、弊社では1 施設につき1 つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。</p>
		<p>電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。</p>
		<p>電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1 枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。</p>
		<p>【請求書の発行について】</p> <p>弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)</p>
		<p>毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①施設別</p> <p>②一括(すべてまとめた請求書)</p> <p>・①②以外(詳細をご教示ください)</p>
	回答	<p>1 施設につき1 枚の請求書で差し支えありません。</p> <p>また、1 枚の請求書について複数の事業者から支払われることはありません。</p> <p>なお、支払い業務は高知県総務事務センターが取りまとめて行っています。</p>
25	質問	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。</p>

	回答	<p>支払いについては口座振替で行います。</p> <p>振込手数料について県が負担します。</p> <p>取引先銀行は四国銀行です。</p>
26	質問	<p>請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>請求書アップロードタイミングについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社の毎月の請求書発行は検針日にかかわらず月初(第6～10営業日)となりますがご了承いただけますでしょうか。 <p>(例)毎月1日検針の場合：3月1日検針日から4月1日検針日前日ご使用分は4月の第6～10営業日請求書発行</p> <p>毎月1日以外での検針の場合：3月15日検針日から4月15日検針日前日ご使用分は5月の第6～10営業日請求書発行</p> <p>※上記例の検針日はあくまでも参考です。</p>
		<p>弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>電力需給契約書(案)第13条2項につきまして、弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>
		<p>請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>差し支えありません。</p> <p>支払期限については、契約書(案)(料金の支払等)第13条第2項に規定するものとし、請求書を受領(WEBページにおいて確認)した日から30日以内に料金を支払うこととします。</p> <p>年度末においても同様の対応で差し支えありません。</p>	
27	質問	<p>その他 請求書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書について印影なし(代表者名、責任者・担当者名および連絡先記載)が通常となりますが、ご了承いただけますでしょうか。印影がやむを得ず必要な場合、電子印(法人印)のご対応となります。
	回答	<p>印影がない請求書や法人印しかない請求書の場合、代表者名、発行責任者・担当者名および連絡先電話番号を記載することで対応できます。</p>
28	質問	<p>【燃料費(等)調整単価の請求書表示について】</p> <p>弊社が落札となった場合、みなし小売電気事業者(四国電力株式会社様)が公表している燃料費調整単価とその他調整額(市場価格調整単価等)を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>

		発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。
	回答	請求書への表記方法については、特段指定はありません。 なお、燃料費調整の取扱いについては、契約書（案）（料金の算定）第 12 条第 2 項に記載のとおりとします。
29	質問	<p>【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票を WEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。</p>
		<p>弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。</p>
		<p>お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。 (Web からダウンロード)</p>
		<p>ダウンロード可能な請求書へは請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回答	差し支えありません。
30	質問	<p>【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>
	回答	差し支えありません。
31	質問	発行される請求書につきましてはすべて 【税込】 単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。
	回答	差し支えありません。